

富田林市立小金台小学校 P T A 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、富田林市立小金台小学校 P T A と称する。

(事業所の位置)

第2条 本会は、事務所を富田林市立小金台小学校内に置く。

(用語の意義)

第3条 本規約における主な用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「本会」とは、富田林市立小金台小学校 P T A をいう。
- (2) 「本校」とは、富田林市立小金台小学校をいう。
- (3) 「児童」とは、本校に学籍をおく児童をいう。
- (4) 「保護者」とは、児童に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者をいう。
- (5) 「教職員」とは、本校に勤務する教員・職員をいう。

(本会の目的)

第4条 本会は保護者と教職員が協力して、家庭、本校及び、地域社会における児童の健全でかつ幸福な成長をはかることを目的とする

第2章 活動と方針

(本会の活動)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 本校における学習指導、学校行事などを支援する活動
- (2) 本校及び、地域社会において、児童のより良い生活及び教育環境を整備する活動
- (3) 本校及び、地域社会において、児童の安全の向上を図る活動
- (4) 会員相互及び、地域社会との親睦を図る活動
- (5) その他、目的を達成するために必要な活動

(活動方針)

第6条 本会は、次の各号を活動方針とする。

- (1) 会員の総意に基づいて、保護者と教職員が対等な立場で活動する。
- (2) 児童の教育、福祉及び安全のために活動する他の団体や機関と協力して活動する。
- (3) 特定の政党や宗教等に係る活動はしない。
- (4) 本会の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (5) 専ら営利を目的とする活動はしない。
- (6) 教職員の人事には干渉しない。

第3章 会員

(会員)

第7条 本会は、本会の目的、活動内容や方針に賛同する保護者及び、教職員を会員として組織する。

(入会の届出及び成立)

第8条 前条により本会に入会しようとする者は、別に定める入会同意書を提出しなければならない。

(経費等の負担)

第9条 本会の会員は会費を納めるものとする。ただし事情により会費を免除することができる。

(退会)

第10条 会員が次の各号の1に該当した場合は、退会となる。

- (1) 転出等により児童の学籍が失われたとき
- (2) 児童の保護者でなくなったとき
- (3) 退職、異動により本校の教職員でなくなったとき
- (4) その他、特別な事情があり、その申し出があったとき

(退会時等における会費の払いもどし)

第11条 会員が会費を納入した後、第9条又は第10条に該当する場合は、既に納入された会費から、在籍経過月数相当額を差し引いた残額の払い戻しを行う。

2 前項の計算について、1 箇月未満の経過日数は1箇月として計算する。

第4章 役員及び委員

第1節 本部役員

(本部役員の設置)

第12条 本会に次の本部役員をおく。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 3 名
 - (3) 書記 2 名 (内教職員1名)
 - (4) 会計 2 名 (内教職員1名)
 - (5) 会計監査1名 (本会児童の旧年度本部役員)
- 2 前項第2号から第5号に定める本部役員の人数は標準人数とし、活動の必要に応じ、第35条に定める実行委員会において変更することができる。
- 3 前項第3号及び第4号に定める教職員は、原則として書記は教務主任、会計は教頭とする。
- 4 本会に顧問を置くことができる。

(本部役員の任期)

第13条 役員の任期は2カ年とする(会計監査は1カ年とする)。ただしやむをえない事情と認められる場合は、延長または短縮することができる。

(本部役員の選出)

第14条 役員の選出は次の方法で行う。

- (1) 役員は第12条第4号に定める会計を除き、本会の他の委員を兼ねることができない。
- (2) 役員の候補者を決めるため本部役員推薦委員会を設ける。
- (3) 役員は本部役員推薦委員会で候補者として推薦され、総会で多数決をもって選出される。
- (4) 前項候補者のほかに適当と認められる者がある場合は役員を選出する総会で推薦することができる。ただしその氏名をあらかじめ推薦委員会に通告しておかなければならない
- (5) 役員候補者の推薦は、いずれの場合でも、被推薦者の同意を得なければならない。
- (6) 役員に欠員が生じた場合には、実行委員会が補充することができる。ただしその任期は前任者の残任期間とし、次期総会において承認を得なければならない。

(本部役員の職務)

第15条 本部役員の主な職務は次のとおりである。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括し、必要に応じ各会議を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合はこれを代行する。

- (3) 書記は本会の庶務にあたり総会、集会の議事ならびに本会の活動についての重要事項を記録する。
- (4) 会計は本会の一切の会計事務を処理し、もとめがあれば何時でも会計簿を会員の閲覧に供する。また総会に会計監査を経て決算報告する。
- (5) 会計監査は本会の経理を監督し、監査の結果を総会で報告する。

第2節 学年委員

(学年委員の設置)

第16条 学年委員は、学年ごとのクラス数を最大数として配置する。

(学年委員の職務)

第17条 学年委員は、次の活動を行う。

- (1) 学級懇談会等、PTA会員の交流を図る活動への参加。
- (2) 学年教育及び行事、環境整備におけるPTA活動及び啓発。
- (3) 会長委嘱による活動。
- (4) その他、必要な活動。

2 前項に定める活動は、各学年担任及びPTA本部役員と協力して推進する。

(学年委員の選出)

第18条 学年委員は、立候補、互選、紙上投票等によって選出し、会長がこれを委嘱する。

(学年委員の任期)

第19条 学年委員の任期は、各学年において選出された時に始まり、学年末までとする。

2 前項にかかわらず、第1学年から第5学年の学年委員は、学年末以降も翌年度の総会までの期間に限って、活動を行うことがある。

第3節 地区委員

(目的)

第20条 地区委員は、保護者と教職員が地域住民の協力を得ながら、登下校における見守りや危険箇所の発見を行うことで、児童を交通事故や犯罪から守り、地区全体の交通安全と治安の向上を図ることを目的とする。

(地区委員の設置)

第21条 地区委員は、危険箇所の状況を鑑みて、別途定める地区ごとに会長が委嘱する。

(地区委員の職務)

第22条 地区委員の職務

- (1) 通常の登校日に特別日（入学式準備、入学式、卒業式、日曜参観、運動会、夏休み期間中の登校日）を含む1カ月ごとに3日以上の立ち番。

- (2) 緊急時において、会長の要請による立ち番
- (3) 非常時における立ち番に関する報告
- (4) 学校、地域の清掃活動への参加
- (5) その他、必要な活動

2 前項に定める活動は、PTA本部役員と協力して推進する。

(地区委員の選出)

第23条 地区委員は、各地区の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。

(地区委員の任期)

第24条 地区委員の任期は、各学年において選出された時に始まり、学年末までとする。

2 前項にかかわらず、第1学年から第5学年の地区委員は、学年末以降も翌年度の総会までの期間に限って、活動を行うことがある。

第5章 機関

第1節 通則

(機関の設置)

第25条 本会を運営するために、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 実行委員会
- (3) 本部役員会
- (4) 学年委員会
- (5) 特別委員会
 - ア 本部役員候補推薦委員会
 - イ その他臨時に設置する委員会

第2節 総会

(総会の構成)

第26条 総会は、本会の最高議決機関で、全会員によって構成する。

(総会の開催)

第27条 総会を年1回以上開催する。開催にあたっては、日時、場所、議案を開催の5日前までに通知しなければならない。

2 次の各号の1の場合、会長は臨時の総会を招集する。

（1）全会員の5分の1以上から開催要求があったとき。

（2）実行委員会が必要と認めた場合。

（3）会長が必要と認めたとき。

3 止むを得ず総会を開催出来ない場合、実行委員会をもって総会に代えることができる。ただしこの場合には次期総会で承認を得なければならない。

（総会の権限に属する審議事項）

第28条 総会は、次の議案を審議する。

（1）事業活動報告と事業活動計画の承認

（2）監査の得た決算と予算の承認

（3）本部役員の辞任と選出

（4）会費の改定

（5）規約の改正

（6）その他、重要事項に係ること

（総会の決議）

第29条 PTA総会の決議は次のいずれかの方法に基づく

（1）召集による決議

（2）書面（電磁的記録を含む）による決議

（表決権の平等）

第30条 会員の表決権は、平等とする。

（総会の議決定足数）

第31条 総会は、全会員の5分の1以上の出席をもって成立し、議案は出席者の過半数の賛同で議決される。賛否同数の場合は会長がこれを決する。

2 総会にやむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により、出席者の数に加えるものとする。

（議長の選出）

第32条 総会の議長は、会長が指名する。

第3節 実行委員会

(実行委員会の構成)

第33 条実行委員会は次の会員で構成される

- (1) 本会の本部役員
- (2) 本会の学年委員代表
- (3) 本会の特別委員会代表
- (4) 校長及び教頭

(実行委員会の召集)

第34条 実行委員会は随時会長がこれを招集する。

(実行委員会の権限に属する処理事項)

第35条 実行委員会は次の事項を処理する。

- (1) 学年委員代表によって立案された事業活動計画の調整審議
- (2) 総会に提出する議案報告書の作成
- (3) 特別委員会の設置
- (4) 総会から委任された事務の処理
- (5) 役員及び委員に欠員が生じた場合の補充
- (6) 年度予算の編成
- (7) 軽易な規程類の制定、改正及び廃止の審議
- (8) その他必要事項の処理

2 前項第8号によって決議し執行した事項は、直近に開催される総会において報告し承認を得るものとする。

(実行委員会の議決定足数)

第36条 実行委員会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、会長がこれを決する。

第4節 本部役員会

(本部役員会の構成)

第37条 本部役員会は、第12条に定める本部役員によって構成する。

2 会長は、議事内容に応じて本部役員以外の会員を参考人として招致することができる。

(本部役員会の権限に属する処理事項)

第38条 本部役員会は、次の事項を処理する。

- (1) 総会決議事項の執行
- (2) 第35条に定める実行委員会上程議案の立案

- (3) 第25条第4号から第5号に定める機関との日常的な連絡調整
- (4) 実行委員会の権限に属する審議事項の中で、特に緊急を要する事項の審議
- (5) 第17条第1号から第4号に定める学年委員との日常的な連絡調整
- (6) 第22条第1号から第5号に定める地区委員との日常的な連絡調整

2 前項第4号によって決議し執行した事項は、直近に開催される実行委員会において報告し承認を得るものとする。

第5節 学年委員会

(学年委員会の構成)

第39条 学年委員会は、第16条に定める学年委員によって構成する。

(学年委員会の活動)

第40条 学年委員会の活動は、別に定める。

2 前項の活動について、本部役員会と相談することができる。

(三役の設置)

第41条 学年委員会には、次の三役をおく。

- (1) 代表1名
- (2) 副代表1名
- (3) 会計1名

2 前項のうち、第2号から第3号に定める三役の人数は標準人数とし、活動の必要に応じ、学年委員会において変更することができる。この場合、本部役員会と協議を行うものとする。

(学年委員会三役の選出)

第42条 前項のうち、第1号から第2号に定める二役は、学年委員会において互選によって選出する。

第43条 前項のうち、第3号は第12条第4号に定める会計にて構成する。

(三役の任期)

第44条 三役の任期は、学年委員会において選出された時に始まり、学年末までとする。

第6節 特別委員会

(本部役員候補推薦委員会)

第45条 本部役員候補推薦委員は、実行委員会より数名選出し、会長がこれを委嘱する。

2 役員候補者の推薦委員会は選挙管理委員会の業務を兼ねる。

(臨時の特別委員会の設置)

第46条 本会の運営上必要な場合は、実行役員会での決議によって臨時に特別委員会を設置することができる。

(臨時の特別委員会の構成と選出)

第47条 臨時の特別委員会は、実行委員会から必要となる委員、外部委員等を選出し、その選出された特別委員によって構成する。

(臨時の特別委員会の解散)

第48条 臨時の特別委員会は、目的の達成をもって、実行委員会での決議によって解散する。

(臨時の特別委員会の議決定足数)

第49条 臨時の特別委員会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、会長がこれを決する。

第50条 校長及び教頭は学校管理上ならびに教育上必要ある時は、すべての委員会に出席し意見を述べる事が出来る。

第6章 会計及び会計監査

第1節 会計

(本会の会計)

第51条 本会の会計は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。

(経費の調達)

第52条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金、バザー収益及びその他の収入によってまかなう。

(会費)

第53条 会費は会員一人、月額200円とする。

(会費収納事務の委託)

第54条 第9条及び第11条に定める会費の収納並びに払いもどしに係る事務処理は、本校事務に委託する。

(会費の変更)

第55条 本会の会費の変更は、第28条に定める総会での決議によって行う。

(会計年度)

第56条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第2節 会計監査

(会計監査役の構成)

第57条 会計監査役は、第12条第5号に定める本部役員の会計監査によって構成する。

(決算の会計監査)

第58条 第28条第2に定める決算は、会計監査役による監査を受けて総会へ上程しなければならない。

(臨時の会計監査)

第59条 会計監査役は、必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

第7章 規約の改正

(規約の改正)

第60条 本規約は総会で出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正できない。